

## 野生動物観光促進事業実施要領

制定 平成31年3月27日 環自野発第1903273号

### 第1 目的

この実施要領は、国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる補助事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、野生動物への配慮等を満たした世界水準の野生動物観光を促進し、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第1に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

### 第3 補助金の交付事業

#### (1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1に掲げる事業とし、補助事業者は、間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表第2第1欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

#### (2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 民間企業
- イ 個人事業主
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- カ 特定非営利活動法人
- キ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ク 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ケ 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構
- コ 法律により直接設立された法人

サ 地方公共団体等で構成する協議会その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

### （3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、間接補助事業の総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額、別表第2の第1欄に掲げる間接補助対象経費の支出予定額及び第2欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第3欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とするものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

### （4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等並びに有識者の選定及び意見収集

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助事業の完了確認、間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

### （5）交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条、第16条及び第17条に準じた事項並びにその他必要な事項を記載するものとする。

### （6）間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、有識者の意見を得たうえで採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省自然環境局長と協議して審査基準を決定する。なお、審査基準（案）の作成に当たっては、別表第4に掲げる事項を加点要素に加えるものとする。

- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省自然環境局長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

大臣は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、間接補助事業者に対し、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

## 第4 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

## 第5 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

## 附 則

- 1 この実施要領は、平成31年3月27日から施行する。

別表第1 間接補助事業の内容

間接補助事業の区分	間接補助事業の内容
プロモーションコンテンツの作成	・既存ツアーの海外におけるニーズ調査及びターゲットとなる国向けのプロモーションコンテンツの作成及び発信 等
プロモーションの展開	・ターゲット国における観光の見本市や旅行博等への出展 ・海外メディアの招聘 等
ツアーコンテンツの開発・改善	・保全活動を組み込む等の付加価値の高いツアーコンテンツづくり ・ファムトリップ等による現在のツアーコンテンツの問題点の洗い出しとその改善 ・外国語による案内等の受け入れ体制の整備 等

※間接補助事業は、狩猟鳥獣の適切な狩猟に関連する場合を除き、対象とする野生動物その他の野生生物の生態に著しい影響を与えるものであってはならない。

別表第2 間接補助対象経費及び交付率

1 間接補助対象経費	2 基準額	3 交付率
事業を行うために必要な人件費（都道府県、市町村、地方自治体法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費を除く。）及び業務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、資材購入費をいい、内容については、別表第3に定めるものとする。）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費）	補助事業者が必要と認めた額	1 / 2

別表第3 業務費の区分と内容

経費区分	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単位が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単位が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利払等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金	日々雇用者に対する賃金支払に要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。

別表第4 審査基準案における加点要素

項目	加点要素
1. 環境省主要施策との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコツーリズム推進法で認定された全体構想に即したツアーであること。</li> <li>・環境省や地方公共団体の協定など、公的な位置づけのある活動であること。</li> <li>・その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等に依拠した活動と連携がなされていること。</li> <li>・地域の野生動物の保護に資する活動となっていること。</li> </ul>
2. 活動の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の目的と数値目標が適切に設定されていること。</li> </ul>
3. 活動の広範性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にモデルとなるようなものであること。</li> <li>・事業実施主体及び事業費の規模が適正なものであること。</li> </ul>
4. 活動の発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の継続について見込みを立てており、補助事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。</li> </ul>